

令和8年度

定例総会議案書



日時 令和8年4月11日(土) 15時より

会場 北栄会館(管理室 011-374-8842)

東栄はまなす町内会

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHILOSOPHY DEPARTMENT

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY
Lecture 1: The Philosophy of Language
Lecture 2: The Philosophy of Mind
Lecture 3: The Philosophy of Action
Lecture 4: The Philosophy of Law
Lecture 5: The Philosophy of Politics
Lecture 6: The Philosophy of Religion
Lecture 7: The Philosophy of Science
Lecture 8: The Philosophy of Mathematics
Lecture 9: The Philosophy of Art
Lecture 10: The Philosophy of Music
Lecture 11: The Philosophy of Literature
Lecture 12: The Philosophy of History
Lecture 13: The Philosophy of Economics
Lecture 14: The Philosophy of Education
Lecture 15: The Philosophy of Health Care
Lecture 16: The Philosophy of Environmental Ethics
Lecture 17: The Philosophy of Bioethics
Lecture 18: The Philosophy of Gender Studies
Lecture 19: The Philosophy of Disability Studies
Lecture 20: The Philosophy of Aging Studies
Lecture 21: The Philosophy of Death and Dying
Lecture 22: The Philosophy of Life and Living
Lecture 23: The Philosophy of Love and Relationships
Lecture 24: The Philosophy of Friendship
Lecture 25: The Philosophy of Family
Lecture 26: The Philosophy of Community
Lecture 27: The Philosophy of Society
Lecture 28: The Philosophy of Culture
Lecture 29: The Philosophy of Identity
Lecture 30: The Philosophy of Selfhood
Lecture 31: The Philosophy of Consciousness
Lecture 32: The Philosophy of Experience
Lecture 33: The Philosophy of Perception
Lecture 34: The Philosophy of Emotion
Lecture 35: The Philosophy of Reason
Lecture 36: The Philosophy of Logic
Lecture 37: The Philosophy of Mathematics
Lecture 38: The Philosophy of Science
Lecture 39: The Philosophy of Language
Lecture 40: The Philosophy of Mind

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

会 次 第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 事業報告
 - 1) 役員紹介
 - 2) 令和7年度各部事業経過報告
 - 3) 令和7年度決算報告
 - 4) 令和7年度会計監査報告
 - ・ 質疑応答
5. 議 事
 - 1) 令和8年度各部事業計画(案)
 - 2) 令和8年度会計予算(案)
 - ・ 質疑応答
6. 議長退場
7. 第1回班長会
8. 閉会の言葉

7年度 各部事業報告

◆総務部

- ・03月01日 7年度町内会総会開催文書のお知らせ配布
- ・04月01日 7年度はまなす町内会総会議案書作成・配布
- ・04月07日 町内会組織図作成完了
- ・04月12日 第1回定例役員会
- ・04月12日 7年度はまなす町内会総会
- ・04月12日 第1回班長会
- ・04月12日 花壇の花苗植え協力文書作成
- ・05月02日 第2回定例役員会
- ・07月08日 第3回定例役員会
- ・09月02日 第4回定例役員会
- ・10月07日 第5回定例役員会
- ・10月30日 第2回班長会開催文書作成
- ・11月29日 第6回定例役員会
- ・11月29日 第2回班長会
- ・01月20日 第7回定例役員会
- ・02月17日 第8回定例役員会
- ・02月06日～03月31日 8年度定例総会議案書作成・案内文書作成等の作成
- ・03月10日 第9回定例役員会

◆広報部(デジタル化)

- ・ホームページの更新と配布
- ・09月05日 町内会デジタル活用促進補助申請書の提出
- ・10月08日 町内会デジタル活用促進補助金 交付決定
- ・12月20日 町内会デジタル化出前講座(役員対象)
- ・03月10日 町内会デジタル化出前講座(スマホの基本と詐欺対策)

◆事業部

- ・04月04日 春の交通安全全市民総ぐるみ運動 街頭啓発参加
- ・05月10日 春の町内ゴミ清掃活動
- ・05月16日 花苗の受け取り
- ・05月17日 花壇苗植え実施
- ・07月09日 ゴミステーション2か所補修
- ・07月11日 夏の交通安全市民総ぐるみ運動 街頭啓発参加

- ・09月15日 28条バス停花壇周り清掃
- ・09月18日 街路灯取り替え連絡→東土木センターへ
- ・09月19日 秋の交通安全市民ぐるみ運動 街灯啓発参加
- ・10月12日 28条バス停コスモス処理花壇整理
- ・10月25日 花壇整理
- ・10月27日 ゴミ捨て(分別)注意チラシ配布
街路灯取り替え連絡→東土木センターへ
- ・11月05日 除雪協議会参加
- ・11月13日 冬の交通安全市民総ぐるみ運動 街頭啓発参加
- ・11月27日 街路灯電灯料金補助申請(経済センター)
- ・01月16日 パートナーシップ排雪中止決定の通知
- ・その他 防災資材庫周り除草剤散布2回実施

各部・関連団体との連携

◆会計部

- ・6月20日 札幌市助成金の交付(住民組織助成金受領書)
- ・11月29日 班長会にて、各班長に通信費・役員に管理費支払い
- ・03月27日 収支決算会計監査実施
- ・その他 随時必要経費及び活動費・行動費の支払い

◆防災防犯部

- ・04月07日 市有財産貸与契約書提出
- ・05月17日 防災機材庫内の整理・確認
- ・08月20日 防災センター見学の参加文書配布(参加者少数のため中止)
- ・01月05日 市有財産貸与契約の更新手続き申請書 提出
- ・02月12日 防災機材庫前の除雪
- ・02月16日 防災機材庫前の除雪
- ・その他 各部・関連団体との連携

◆環境衛生部

- ・役員不足のため全役員で活動
- ・04月30日 街路樹の花壇苗植え作業協力のお願ひ文書配布
- ・06月16日 この日までに割当花壇の土掘り起し終了(役員で)
- ・05月17日 花壇の整理・花植え(町内15か所、32名の参加)
- ・05月16日 ゴミステーションのサークル・ネットの取り替え(9か所)
- ・07月09日 折り畳み式箱型器材補修
- ・09年30日 街路樹の花壇整理・清掃協力のお願ひ文書配布

- ・10月25日 花壇の整理・秋の清掃(協力者を含め19名の参加)
- ・10月末日 ゴミ捨てルール厳守お願い文書全世帯へチラシを配布
- ・01月21日 ゴミステーション箱型ゴミ器材の破損状態の話合い
- ・02月15日 ラガール元町そばのゴミステーション周辺の雪山除雪を現場で実見し排雪(土木センターに除排雪のお願い)
- ・02月17日 新年度町内会すべてのゴミ機材を全員で点検・増設を確認
- ・その他 各部・関連団体との連携

◆福祉部

- ・役員不足のため全役員で活動
- ・04月08日 総会での弁当発注
- ・05月15日 見守り活動状況調査票提出
- ・06月24日 福祉推進員講習会参加
- ・08月29日 東区小学校への雑巾寄付
- ・09月初旬 敬老の日お祝い品贈呈・配布
- ・10月11日 日帰りバス旅行(ゆにガーデン)参加者少数のため中止
- ・11月22日 班長会での弁当発注
- ・02月13日 見守りアンケート提出
- ・その他 各部・関連団体との連携

◆理事

《理事3名の共通な活動》

- ・各班への回覧文書配布(13回)
- ・行事への呼びかけ・集約・参加(16回)…春の一斉清掃、花壇苗植え込み・春の花壇じまい、花壇草取り・あざみ退治(随時)、ゴミステーション設置・補修、ボランティア袋配布(随時)、春夏秋冬の交通安全街頭啓発(4回)、デジタル研修会参加(2回)
- ・各班より町内会会費受け取り(会計部への納入…13回)
- ・敬老祝い調査・準備・班長への依頼(9月2日から9日)
- ・慶弔の把握・訪問(6回)
- ・会議関連(定例役員会、総会、班長会…11回)
- ・その他 会員の困りごと相談(民生委員として)、町内会への入退会対応、資源回収協力(第3木曜日)
- ・各部・関連団体との連携

◆その他

- ・04月12日 第1回班長会新旧班長の引継ぎ

- ・11月29日 第2回班長会
- ・集団資源回収への呼びかけのチラシ配布

◆連町・北ブロックその他の団体関連

- ・04月14日 7年度北栄連町総会
- ・04月14日 街づくりセンターへの提出書類(議案書・単位町内会加入書)
- ・04月18日 街づくりセンター新旧所長歓送迎会
- ・05月15日 北栄連町地区社会福祉協議会総会
- ・05月22日 北栄連町北ブロック会長会議室「ポプラ館」
- ・06月02日 北栄連町単町会長会議
- ・06月26日 北ブロック運営委員会
- ・06月25日 元北小スクールゾーン第1回実行委員会(会議室)
- ・06月27日 北栄連町北ブロック運営委員会
- ・06月29日 北栄連町主催救命講習会
- ・07月04日 北栄地域会議発運営委員会(運営委員会のあり方)
- ・07月26日・27日 北栄連町主催美香保夏祭り(2日間)
- ・07月29日 避難訓練研修会(東区体育館)
- ・08月15日・16日 北栄盆踊り(会場…ハッピー30条)
- ・08月20日 キャロット跡地老人ホーム建設のお知らせ(KK健康会の宮前さん)
- ・08月23日 北栄連町パークゴルフ大会(参加者なし)
- ・08月24日 北栄連町北ブロック地域会議室実行委員会
- ・09月08日 国勢調査会説明(北栄会館)
- ・10月21日 北栄連町北ブロック会長会議
- ・11月15日 北栄連町北栄北ブロック町内対抗ボウリング大会
(東栄はまなす町内会優勝)
- ・11月26日 元北小第2回スクールゾーン実行委員会
- ・12月05日 北栄連町単町会長会議
- ・01月09日 北栄連町新年交礼会・祝賀会
- ・01月15日 町内会・自治体等加入世帯数の報告
- ・01月19日 北栄連町北ブロック運営委委員会
- ・02月20日 北栄連町北ブロック会長会議
- ・03月17日 北栄連町単町会長会議

令和 7 年度 決算書

自 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 至 8 年 3 月 25 日

△は－

単位円

収入の部

科目	予算額A	決算額 B	増減 A-B	概 要
町内会費	2,412,000	2,433,185	△21,185	300口 1,260,000 円 349 戸
				400口 1,152,000 円 239 戸
補助金	320,000	369,840	△49,840	市助成金・街路灯料金補助、デジタル促進補助金
廃品回収	25,000	32,624	△7,624	回収業者・市助成金
雑収入	1,600	4,958	△3,358	貯金利息・連町ボウリング大会景品
小 計	2,758,600	2,840,607	0	
繰越金	2,392,174	2,392,174	0	
合 計	5,150,774	5,232,781	△82,007	

支出の部

単位円

科目	予算額A	決算額 B	増減 A-B	概要
会議費	120,000	120,493	△493	総会・役員会・班長会・講習会会館使用料
事務費	120,000	648,492	△528,492	事務用品 コピー機更新
管理費	270,000	245,000	25,000	役員報酬・班長管理費(役員 10,000 班長 5,000)
行動交通費	200,000	105,324	94,676	会員、役員、行動費、交通費
通信費	6,500	6,830	△330	切手
会長渉外費	50,000	50,000	0	
会計手当	30,000	30,000	0	
慶弔費	60,000	45,000	15,000	慶弔
負担金	150,000	117,400	△32,600	各種関係団体負担金
事業費	1,100,000	0	1,100,000	パートナーシップ排雪なし
街路灯費	25,000	21,670	3,330	街路灯料金
女性部費	150,000	0	150,000	日帰りバス旅行なし
環境衛生費	300,000	168,490	131,510	ゴミステーション用機材・ネット購入 花壇整備
福祉部費	220,000	163,200	56,800	敬老祝い金等
防災部費	200,000	0	200,000	防災用具購入なし・避難訓練なし
募 金	30,000	25,000	5,000	共同募金 日赤
デジタル活用費	100,000	120,000	△20000	ホームページ更新維持費、拡充経費
その他	0	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	
合 計	5,131,500	1,866,899	3,264,601	

収入金額 5,232,781 円 支払金額 1,866,899 差引き残金 3,365,882 (令和 7 年度繰越) 3,365,882

令和 7 年度会計監査報告

東栄はまなす町内会の会計監査を 令和 8 年 3 月 27 日 会計宅において実施の結果、適正に執行されていることを認めます。

監査 氏 家 曹



令和 8 年度 各部の事業計画(案)

◆総務部

- ・総会・定例役員会・町内会組織図等の資料の作成
- ・各部の事業活動への協力・お願い等文書作成
- ・連町・北ブロック・各関係団体との連携・交流会議に参加
- ・町内会役員会の運営に関すること
- ・連町共済(傷害保険)の加入
- ・その他 各部・関連団体との連携調整

◆広報部

- ・ホームページ更新と配信
- ・会員への迅速な情報提供(デジタル化)
- ・その他 各部や関連団体との連携

◆事業部

- ・パートナーシップ排雪事業における役所対応と会員理解・協力周知徹底化
(昨年度は札幌市による緊急生活道路無償排雪実施)
- ・街路灯の補修・不良の土木センターへの連絡
- ・交通安全街頭啓発への参加
- ・その他 各部や関連団体との連携

◆会計部

- ・予算・決算及び会費の出納管理に関すること
- ・札幌市助成金の交付(住民組織助成金受領書)
- ・その他 随時必要経費及び活動費・行動費の支払い 集団資源回収(全 10 回)

◆防災防犯部

- ・防災用具の新規購入
- ・北ブロック防災訓練、防災などに関する出前講座による講演会への参加
- ・町内会主催の防災訓練(防災センター)実施
- ・日常の啓発(回覧板等のチラシ配布)
- ・街灯防火キャンペーン(春・秋の 2 回)
- ・その他 各部や関連団体との連携

令和 8 年度 予算書

自 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 至 9 年 3 月 31 日

収入の部

△は-

単位円

科目	予算額A	決算額 B	増減 A-B	概 要
町内会費	2,520,000	2,433,185	86,815	300口 1,368,000 円 380 戸
				400口 1,152,000 円 240 戸
補助金	320,000	369,840	△49,840	市助成金・街路灯料金補助、デジタル促進補助金
廃品回収	30,000	32,624	△2,624	回収業者・市助成金
雑収入	4,000	4,958	△958	貯金利息
小 計	2,874,000	2,840,607	33,393	
繰越金	3,000,000	2,392,174	0	
合 計	5,874,000	5,232,781	641,219	

支出の部

単位円

科目	予算額A	決算額 B	増減 A-B	概要
会議費	150,000	120,493	29,507	総会・役員会・班長会・講習会会館使用料
事務費	130,000	648,492	△518,492	事務用品 コピー機消耗品
管理費	500,000	245,000	255,000	役員報酬・班長管理費(役員 20,000 班長10,000)
行動交通費	120,000	105,324	14,676	会員、役員、行動費、交通費
通信費	7,000	6,830	170	切手
会長渉外費	50,000	50,000	0	
会計手当	30,000	30,000	0	
慶弔費	60,000	45,000	15,000	慶弔
負担金	150,000	117,400	32,600	各種関係団体負担金
事業費	1,100,000	0	1,100,000	パートナーシップ排雪負担金
街路灯費	25,000	21,670	3,330	街路灯料金
女性部費	150,000	0	150,000	日帰りバス旅行
環境衛生費	200,000	168,490	31,510	ゴミステーション用機材・ネット購入 花壇整備
福祉部費	200,000	163,200	36,800	敬老祝い金・入学祝い金等
防災部費	100,000	0	200,000	防災用具購入・避難訓練
募 金	25,000	25,000	0	共同募金 日赤
デジタル活用費	100,000	120,000	△68,880	ホームページ更新維持費
その他	0	0	△1230	
予備費	3,000,000	0	3,000,000	
合 計	6,097,000	1,866,899	4,230,101	

東栄はまなす町内会規約

私たち町内会の会員は、札幌市民として親睦を図りながら安心・安全(平和)な街づくりと福祉(人権)を目指して規約に基づいて活動する。

(名称及び事務局)

第1条 この会は、東栄はまなす町内会(以下町内会)と称し、事務局を町内会会長宅に置く。

(区域及び会員)

第2条 この会の区域は、北26・27・28条東8丁目から10丁目の区域の住民(市民)をもって会員とする。

(組織の構成・加入及び脱会)

第3条 この会を円滑に運営するため区域内に相当数の班をもって構成する。

(1)この会の加入及び脱会は、班長を通じ会長に届け出ることにより効力を有するものとする。

(目的)

第4条 この会は、町内会の発展及び会員相互の親睦と住みよい生活環境の市民と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1)会員の親睦と福祉の増進を図るための事業。
- (2)町内の防災防犯・環境衛生・交通安全・生活環境等の向上を図るための事業
文化・青少年育成などの向上を図るための事業
- (3)その他町内会の発展に必要な事業

(部および班の構成)

第6条 前条の事業を構成するために、以下の部・班を設ける。

(1)総務部 各部及び関係機関との連携並びに他の部に属しない事項に関

すること

- (2)会計部 予算・決算及び会費の出納管理に関すること 添付書類の保管を6年とする。
 - (3)環境衛生部 衛生・生活環境・ゴミステーション等に関すること
 - (4)事業部 除排雪・街灯・交通安全等に関すること
 - (5)防災防犯部 防災・防犯・風水震災・人命救助等に関すること
 - (6)福祉部 町内の親睦・高齢者・老人世帯に関すること
 - (7)広報部 回覧板等のデジタル化及び配信に関すること 新たに部・その事業を設置する。
- 班 長 会費・班内の連絡その他に関すること

(役員及び会計監査の選出)

第7条 この会は、以下の役員を置く。

- (1)会長1名 副会長若干名 理事3名 部長7名 副部長若干名
- (2)会計監査2名

(役員及び会計監査の選出)

第8条 会長 副会長 会計監査は、総会において選出する。

- (1)理事・各部長・副部長は、会長が委託する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、新しい役員の補充は、前任者の残存期間とする。但し再任は妨げない。

(役員の任期)

第10条 役員の職務は、下記の通りとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- (3)理事は、各条の班を総括する。
- (4)各部長・副部長は、会務を分掌する。

(会計監査)

第11条 会計監査は、会計事務を監査し総会に報告する。

(会議)

第 12 条 定期総会・臨時総会・班長会及び役員会とする。

- (1) 定期総会は年一回開催し、前年度の事業報告、会計報告及び監査報告並びに新年度計画、予算案を審議する。
- (2) 臨時総会、班長会及び役員会は、会長が必要と認めた時日召集する。
- (3) 総会の議長は、役員以外の出席会員の中より選出する。
- (4) **班長会**及び役員の前議長は、会長が当たる。
- (5) 会議は、出席会員をもって成立する。

(議決事項)

第 13 条 下記に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 規約の制定及び改正に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 総会において審議することが相当する事項

(班の構成)

第 14 条 この会を円滑に運営するために、各条の 3 組織で構成する。

- (1) 各条の 3 組織は、東 8 丁目から東 10 丁目までをそれぞれ北 26 条、北 27 条、北 28 条とする。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 16 条 この会の運営に要する経費は、会費・補助金・交付金・その他の収入による。

(会費)

第 17 条 会費の額及び納入方法等は、必要に応じて総会で決める。

- (1) 会費は、月額 400 円(但し借家アパートの会員は、月額 300 円)とする。
- (2) 会費は、班長が集金し、担当理事に届け、理事は、会計に納入する。
- (3) この会を脱退した場合、既納入した会費は、翌月分から返金する。途中入会の場合、翌月分から納入する。

(管理費及び活動費)

第18条 役員及び班長の職務に必要とする管理費・活動費として年額を下記の通り支給する。

- (1)管理費 役員 10,000円
- (2)活動費 班長 5,000円

(行動費)

第19条 業務遂行に要する経費は、下記の通り支給する。

- (1)交通費 実費または相当額を支給する。
- (2)行動費 会長の指示または要請により、町内会活動に従事した場合、
 - 1日 4,000円
 - 1日のうち4時間未満 2,000円

(慶弔費等)

第20条 会員の慶弔及び火災等の災害には慶弔及び見舞金を支給する。

- (1)慶弔及び見舞金 1件 5,000円を基準とする。
- (2)必要に応じて物品を贈呈することができる。
- (3)慶弔の範囲、物品の要否及び上記以外の案件は、その時点で会長に一任する。

(顧問)

第21条 この会に、顧問を置くことができる。

- (1)役員会の推薦を経て会長がこれを委託する。
- (2)顧問は、会の重要な案件に関し、必要に応じて会務を担当する。

(附則)

- (1)この規約は、平成8年(1996)1月1日より施行する。
- (2)この規約は、第2条の区域内で、東栄町内会の会員は、引き続き東栄はまなす町内会の会員とする。
- (03)この規約第15条の会計年度は、初年度に限り、平成8年(1996)1月1日から平成9年(1997)年3月31日までとする。
- (04)この規約第9条の会員の任期は、初代役員に限り平成8年(1996)1月1日から平成10年(1998)3月31日までとする。
- (05)この規約は、平成9年(1997)4月17日 一部改正

- (06)この規約は、平成10年(1998)4月19日 一部改正
- (07)この規約は、平成11年(1999)4月26日 一部改正
- (08)この規約は、平成14年(2002)4月20日 一部改正
- (09)この規約は、平成24年(2012)4月21日 一部改正
- (10)この規約は、令和元年(2019)4月5日 一部改正
- (11)この規約は、令和7年(2025)4月12日 一部改正

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent and reliable data collection processes to support informed decision-making.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and reporting, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that data is used responsibly and ethically.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that data management practices remain effective and up-to-date.